

駐車場一般定期利用契約に係る大口利用割引の取扱いについて（お知らせ）

当財団では、法人等の方が財団駐車場の定期利用のご契約をされます際、ご利用契約台数が10台以上の場合から大口利用割引を行っておりますが、このたび下記のとおり適用する割引率を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 適用する割引率

割引率は、下表の大口定期利用割引率表の定期利用契約台数に対する割引率を適用します。

大口定期利用割引率表

定期利用契約台数（1日現在）	割引率
10台 ～ 14台	5%
15台 ～ 19台	10%
20台 ～ 29台	15%
30台 ～ 39台	20%
40台以上	25%（割引上限）

2 割引適用日

1の大口定期利用割引率表の適用は、平成30年4月1日以降の請求算定日分の定期利用契約台数から行います。

3 大口割引対象者

大口利用割引の対象は、1法人等で10台以上の台数の一般定期利用契約をされる法人等とし、財団が承認した法人等とします。

4 台数の算定方法

3の10台以上の台数については、1法人等が一般定期利用契約される財団各駐車場毎の各定期種別の台数の合計台数で算定します。

5 割引対象台数の算定日

財団が毎月1日（以下「請求算定日」という。）に翌月の定期利用料金を請求する際の翌月の1日の定期利用契約台数を割引対象台数とし、請求算定日以外の定期利用台数は割引の対象としません。

6 割引処理及び請求金額の算定方法

割引処理及び請求金額の算定は、次の①から③の順序により行います。

- ① まず、請求算定日の定期利用契約台数で、契約書記載料金での利用料金額を算出します。
- ② 次に、定期利用契約台数の割引率を適用して割引額を算出します。なお、割引額に円単位未満の金額が生じた場合は、これを切捨てとします。
- ③ 最後に、①で算出された金額から②で算定された割引額を差し引いた金額をもって請求金額とします。

以上